

相続登記の義務化が始まる！

相続登記は必要です

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請することになります。

相続登記が義務化される法律が2024年4月1日に施行されました。この新しい法律では正当な理由なく登記を怠ると10万円以下の過料が科されることになっています。

なにより申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、**相続登記の手続がますます難しくなってしまいます。**

相続登記をしないと…

！**手続がどんどん複雑になります**



相続人がどんどん増えて、話し合いがうまく進まない。

書類収集の手間が増え、費用が高くなる。



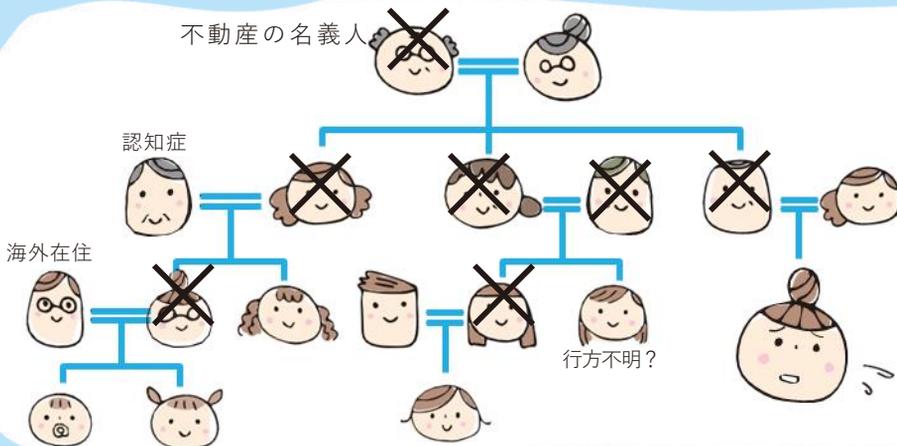
相続人の中に面識がない人が現れ、協議に時間がかかる。



相続人の中に認知症になるなど判断能力が低下した人がいると、家庭裁判所に成年後見人等の選任申立てが、



所在不明の人がいると、不在者財産管理人の選任申立てが必要になるケースが生じる。



面識がない人、連絡の取れない人がいて話し合いができない。どうしよう…

時間がたつほど、相続人が増えて手続が難しく…！

相続が発生したら、早めに相続人で話し合い（遺産分割協議）を行って、話し合いの結果を相続登記に反映することが重要です。

無料で利用できます！ 法定相続情報証明制度

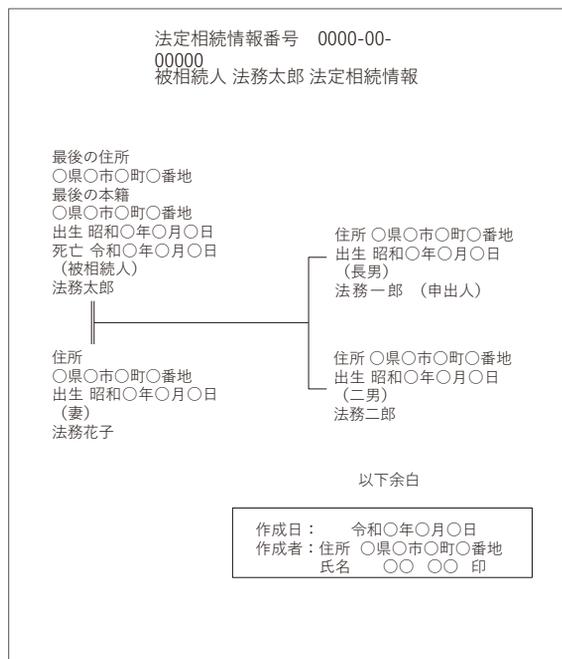


相続人が法務局に、以下の必要書類（※ 1）を申出書に添付して申出します。登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを**無料**で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、**再交付を受けることができます。**

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 （戸除籍記録事項証明書）	被相続人の本籍地の市区町村 （※2）
	住民票の除票の写し	被相続人の最後の住所地の市区町村
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本 （戸籍記録事項証明書）	被相続人の本籍地の市区町村 （※2）
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図（右図）	—

法定相続情報一覧図（記載例）



- ※1 別途必要書類がある場合があります。
- ※2 コンビニエンスストアまたは最寄りの市区町村で取得できるケースもあります。

ご相談は、お近くの司法書士にご連絡ください。